

個人情報ファイルの名称	実施機関の名称	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		個人情報ファイルの利用目的	記録項目	記録範囲	記録情報の収集方法	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	記録情報の経常的提供先	開示請求等を受理する組織		訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	個人情報ファイルの種別		個人情報ファイル簿の作成(更新)年月日
		部・室	課等							名称	所在地		法第60条第2項第1号又は法第60条第2項第2号	政令第21条第7項に該当するファイルの有無	
1 上下水道料金調定収納システム	宇治市長	上下水道部	営業課	上下水道の契約情報の管理、水道使用量の検針、上下水道料金の調定、請求、収納業務及び水道施設の維持管理を行うため	1使用者氏名、2水栓住所、3電話番号、4水栓番号、5地区整理番号、6送付先住所、7水道開栓日、8水道メーター口径、9水道用途、10下水道接続の有無、11下水道供用開始日、12下水道用途、13メーター番号、14メーター検満年月日、15口座情報、16水道使用量、17水道料金、18下水道使用量、19下水道使用料、20水道戸数(上限及び現在の登録戸数)、21水道メーター設置日	上下水道の契約の開始手続きを行った者、口座情報については、口座振替の手続きを行った者	使用者からの申し入れ(契約の開始、中止、変更等)、希望者から提出された口座振替依頼書、金融機関及びコンビニ等から提供された入金情報	含まない	宇治市指定上下水道協同組合	宇治市上下水道部営業課	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地	—	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	無	令和5年4月1日
2 低所得者申請管理システム	宇治市長	上下水道部	営業課	低所得による水道使用料及び公共下水道使用料の減額(以下、低所得者減額)の審査及び関連事務を行うため	1申請者氏名、2住所、3電話番号、4生年月日、5水栓番号、6地区整理番号、7前年の所得額、8生活保護受給状況、9送付先住所、10世帯人数、11低所得者減額の審査結果	低所得者減額の申請者及び申請者が同一住所に居住すると申請した者	申請者から提出された書類、本人同意のもと職員が調査したもの	含まない	—	宇治市上下水道部営業課	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地	—	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	無	令和5年4月2日
3 宇治市上下水道施設情報管理システム	宇治市長	上下水道部	工務課	水道施設の情報の管理及び水道施設の維持管理を行うため	1水栓番号、2メータ口径、3メータ番号、4上水用途、5開閉区分、6住所、7氏名、8電話番号、9地区整理番号、10検針、11使用水量、12構造(建物種別、受水槽容量等)、13日付(開閉日等)、14メータ区分、15配水区域、16工事(種別、工事事業者等)、17書類データ(図面等)	水道施設(給水装置・流末装置)工事の申込みを行った者、上水道使用者	水道施設(給水装置・流末装置)工事の申込者から指定給水装置工事事業者を経由して提出される書類、職員が調査したもの	含まない	—	宇治市上下水道部工務課	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地	—	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	無	令和5年4月1日
4 給水装置工事受付台帳	宇治市長	上下水道部	工務課	給水装置等の情報の管理を行うため	1水栓番号、2口径(メータ、配水管)、3上水用途、4住所、5氏名、6整理番号、7日付(受付日等)、8工事内容(道路掘削、工事事業者等)、9占用許可、10地図情報、11備考	給水装置、流末装置及び配水管工事の申込みを行った者	給水装置、流末装置及び配水管工事の申込者から指定給水装置工事事業者を経由して提出される書類	含まない	—	宇治市上下水道部工務課	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地	—	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	無	令和5年4月1日
5 水道管布設承諾書台帳	宇治市長	上下水道部	工務課	私道の水道管の管理を行うため	1氏名、2住所、3整理番号、4日付(承諾日)	水道管の布設を承諾する者	市発注工事において職員が取得したもの	含まない	—	宇治市上下水道部工務課	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地	—	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	無	令和5年4月1日
6 宇治市公共下水道管理システム	宇治市長	上下水道部	下水道管理課	下水道接続工事及び下水道使用者、土地所有者等の情報の管理を行うため	1水栓番号、2処理区、3処理分区、4告示番号、5供用開始日、6設置場所、7申請者氏名、8申請者住所、9施工業者、10着工日、11工事完了日、12所有権、13下水道工事区分、14排水戸数、15排水世帯数、16排水人口、17下水道使用用途、18融資あつせん該当者の融資情報、19該当水栓の上水道使用情報、20申請者電話番号、21使用者氏名、22使用者住所、23使用者電話番号、24土地所有者氏名、25土地所有者住所、26書類データ(図面等)	排水設備計画確認申請を行った者(施工業者による代理届出)及び下水道使用者等及び公共下水道供用区域内の汚水源をもつ土地所有者等	本人から提出された申請書類、職員が調査したもの	含まない	—	宇治市上下水道部下水道管理課	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地	—	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	無	令和5年4月1日
7 普及促進対象者リスト	宇治市長	上下水道部	下水道管理課	未接続者の情報の管理を行うため	1告示番号、2供用開始日、3水栓番号、4使用者名、5設置場所住所、6普及促進経過	宇治市が実施責任を持つ下水道未接続者に普及促進を行った者	市民からの電話、窓口対応と職員が調査したもの	含まない	—	宇治市上下水道部下水道管理課	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地	—	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	無	令和5年4月1日